

過労死防止学会 第5回大会(龍谷大学深草 C 2019年5月25日)

特別シンポジウム 「働き方改革」 関連法制定1年、各分野から成果と課題を問う

過労死問題をめぐる報道の過去と現在

阪本輝昭

朝日新聞 記者

朝日新聞の阪本と申します。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

2007年頃から過労死問題、働き方の問題を取材させていただく機会が大変多くございまして、先般も森岡孝二先生の亡くなった際に追悼の記事を書かせていただくなどの機会がございました。他の報道機関にも熱心にこの問題に取り組んでおられる記者が多くいる中で、私がこのような形で話をさせていただくというのは大変に僭越な気分ではあります。

この機会に、何をお話しようかと思ったのですが、個別の労災事件に発展した過労死、働き方の問題では、当事者の方や代理人の弁護士の先生方以上に詳しいことは、記者の立場ではわかりません。私は自分の取材経験を踏まえ、働き方の問題、過労死、過労の問題が、この近現代の中でどのように報道され、メディアで取り上げられてきたかという歴史を振り返りながら、今の働き方改革の報道の在り方、今後の過労死、働き方の問題に関しての、サジェスチョンみたいなものがそこから引き出せればというところで、過労死問題をめぐる報道の過去と現在ということをテーマにさせていただきました。

さて、過労死問題をめぐる報道の過去と現在を振り返る意味はどういうことかということ、ちょっと簡単にパワーポイントにしてみました。

今回、題材として使わせていただくのは、私が朝日新聞に勤めているので、主に朝日新聞の記事です。朝日新聞の記事をもとにしつつ、過労死問題の報道の歴史をたどっていきます。

報道には、その時代ごとの労働観、あるいは労働者観といったものが非常に色濃く反映されています。その時々々の社会の雰囲気というのが非常に色濃く反映されている。

そして、これは今回、過去の朝日新聞、1879年1月25日の創刊以来、140年間の紙面をいろいろと調べて思いましたが、過労問題は明治時代から起きていて、非常に古くて新しい問題だということがわかりました。

過労死という言葉が使われていない時代もありますが、いまでいう働き方の問題、過労の問題というのが、どんなふうにも報道され、どんなふうにも取り上げられているのかということは、時代ごとに顕著な特徴があります。

時代ごとに顕著な特徴を示しつつ、過労死問題は1980年代の終わりから90年代の初めにかけて、過労死問題は大きな転機を迎えました。当事者の方々が立ち上がり、声を上げられた、それを境に劇的に大きく変わっていきます。それは現代にも繋がっている大きな流れでもあります。その点はこれから詳しくご説明していきます。

まず、明治時代の新聞をみます。朝日新聞は明治 12 年に創刊されていますが、私が朝日新聞の過去の記事を見る中で見つけた最も古いか、あるいは最も古い部類の記事があります。明治 15 年、1882 年 2 月 23 日です。

その記事には、「西区衛生通信担当委員の誰それさんは、度に過ぎたる働きをするより遂に疾病を発するという理由をしたため一昨日その筋へ上申されたり」とあります。たった 3 行の記事が、過労問題を朝日新聞が取り上げた一番最初の記事に近い記事であると思われます。この「衛生通信担当委員」というのがどういう仕事なのだろうと思い調べましたら、当時、準公務員のような、街の衛生状態などを役所に報告する任務を帯びていた人たちのようです。明治 15 年というこの時代は、コレラが非常に流行した年であり、国内で 3 万人を超える人がコレラに罹っています。その中で、大阪が一番、罹患が多かったと言われています。当時はコレラに罹っても隠す人が多かつたらしく、街の中に入り込んでコレラの現状を把握するという任務をこなしていたとするならば、非常に忙しく、住民との摩擦もあったでしょう。この時代、既にこのような形で過労が起きていたのは興味深いと思いました。

次に大正時代に行きます。大正時代は働き方をめぐる問題が大きく盛り上がった一時代です。新聞の投書欄ですが、当時、鉄道は国有で「鉄道院」といいましたが、その機関手が非常に劣悪な条件で過重労働を強いられているということが、新聞に投書されています。1919 年に ILO1 号条約が採択されて、そこで 1 日 8 時間、週 48 時間労働という枠組みが示されたり、大正デモクラシーの流れの中もあって、非常に労働者が権利に目覚めた時代とも言えます。

日本で最初に 8 時間労働を導入したとして、記念碑も建てられている神戸の川崎造船所。こうした動きも報道がされています。今年ちょうどこの 8 時間制が実施されてから 100 周年という記念すべき記念日になっています。川崎造船所の動きは、大阪砲兵工廠などあらゆる働く現場に広がっていき、いろいろなところで争議が頻発します。8 時間労働を求める動きが拡大し、労働争議が頻発します。このように、ひとつの動きが、あらゆる働く現場の人たちに波及していき、自分たちも要求をしていいのだと気づかせるきっかけになりました。その意味において報道は大きな役割を果たしたと言えると思います。特にこのころはこうした労働争議の記事が多く掲載されている時代です。

先ほど申しあげました 1919 年の ILO1 号条約に加盟すべきだという立場から、日本政府も含めて各国政府が努力すべきだというような主張がこのころ、社説にも現れています。大正 15 年の朝日新聞の論説です。

続いて、昭和戦前期になってくると、様相が少しかわってきます。

端的に言うと、役所主導、官庁主導の過重労働対策が、いろいろと行われた時代です。「自動車の運転手が過重労働で事故を起こすケースが増えているので、警視庁が取り締まりに乗り出した」という記事がみられます。今で言うと、ツアーバスの事故などで、バス運転手の労働環境の問題に関心が高まったのと似た文脈で捉えることもできるかも知れません。昭和 8 年の記事です。その後、昭和 12 年になると、画期的な動きが報じられます。旧内務省の社会局、今でいうところの厚生労働省の前身の前身の、そのまた前身のような役所組織がありました。そこが初めて一般労働者に対する労働時間の上限規制を導入しようとしている、という記事が昭和 12 年に出ています。これはどういう意味合いかと申しますと、1916 年、大正 5 年に労働基準法の前身にあたる旧工場法というのが作られました。そこで女性や 15 歳以下の子どもに関しては、労働時間の上限が初めて設けられることになったのですが、一般

の成年の労働者に対して広く網を掛ける労働時間の規制というのは存在しない状況が続いていたので、そのような状況の中で、労働者を非常に酷使する事業主が多いことに対して、政府が主導して1日の最長の労働時間を12時間にしようとしているという話です。

国主導で労働時間短縮に取り組むという時代が、戦前のこの時代にもあったということで、私は新鮮に思いましたが、ただ記事をよくよく読んでいくと、そのからくりめいた部分が出てきます。

非常に過労な状態が続いて健康状態が悪化する人が多いと、その結果、体力が低下して壮丁検査の合格率が非常に悪いことになっていて、これは労働過重が原因とされているので、最長労働時間の制限をする必要があるという結論に到達したのである、という事情が時の記事で解説されています。壮丁検査というのは、兵役に就くことを前提とした検査です。働き過ぎで体力が低下して健康状態が悪くなると、兵隊として徴集される際に、そして兵隊として働く際に差し障りが出てくる。こうしてみると、戦争という大きな要因に突き動かされた面が大きく、真に労働者を守ろうという目的に発したものでどうかというのは、検証されるべきところだと思います。

そして、この記事に続く形で昭和12年10月2日には、社会局の過重労働対策の案が、かなり具体的な形となって報じられています。ここでは、1日の就業時間は残業時間を含めて原則として12時間とすること、休日は少なくとも毎月2日を与えること、といったような方針が示されています。これが実際に実現していれば、一般成年の労働者に対する初めての包括的な法規制になったはずですが、実はこのあとに続く記事はなく、紙面の上では立ち消えになってしまいました。立ち消えになったとの報道もなく、「試案なる」と報じられたあとは、そのままフェードアウトしてしまっただけです。

そしてこの件が立ち消えになってしまったために、こうした包括的な労働時間規制の立法化というのは、昭和22年、1947年に労働基準法が制定されるまで待たなければならなくなりました。察するに、盧溝橋事件がこの年にありまして、日中間の戦争が激化していく中で、労働時間規制に関しては、軍需生産力の向上という喫緊の課題に鑑みて、もはやそんなことを言っている場合ではなくなったということであるのかもしれませんが。

そして戦争が始まりますと、働き方の問題、過重労働の問題というのは、ほとんど記事としては見られなくなります。そのかわりに、サイパン島が陥落した直後には、「一億決死増産」という見出しのもとで、残業の申し込みが殺到しているという記事が、美談として扱われています。サイパンの仇を討つために残業を申し込む、出勤を申し出る人が非常に増えていると。こうした記事が散見されるぐらいです。

そうして、戦争が終わりました。戦後の復興期からですが、これは非常に該当する記事が多くて、全ては紹介しきれませんので、ここは駆け足でご説明します。

戦後復興期になりますと、過重労働の問題を取り上げる記事は増えてきます。ただし、職種ごとの大変さみたいなものを強調した記事が多くて、例えば1950年代ですと、学校の教職員、それから自動車乗務員の過労の実態を伝える記事というのが多く現れます。

1960年代になってきますと、病院の看護師、外科医、それと農家の女性の過労の実態などを伝える記事も散見されるようになってきます。

そして1970年代になり、高度経済成長期に入ります。この頃の働き方の問題、残業の問題に対しては、労働者の健康の問題としてというよりも、景気動向、経済問題としてのとらえ方で記事が書かれて

いる事例が目につきます。

昭和 49 年の記事には「残業ゼロ 出稼ぎから首切りまで」と言ったような見出しで、残業がつかないということが非常に気の毒な話だ、というようにとらえた記事が出ています。特に地方から都市部へ出稼ぎにきた人たちを中心に、残業で生活の糧を補っている労働者が多いという時代背景があったようです。同じ年に、「残業ゼロ 悩みは深刻」、残業ゼロであることを「悩み」と位置づけた記事も出ています。これは京浜工業地帯の労働者の人を対象にした調査の結果の記事ではありますが、残業が減ったことで、想定していた収入が得られなくなってしまった、と嘆いている人が多いという記事です。

残業が労働者の健康とかを脅かす可能性があるという視点は、この頃の記事にはそう多くなく、高度経済成長の中で、景気のパロメーター、経済のパロメーターとして残業時間の長短を論じている記事が目立つのが 1970 年代の特徴であります。

そして 1980 年代の後半になりますと、いわゆる過労死の問題が社会的な問題として認知され、大きく伝えられることが多くなってきます。時期としましては、1988 年に過労死 110 番の取り組みが始まり、「全国過労死を考える家族の会」、あるいは各地域で家族の会ができるなど、その活動が本格化してきました。メディアなどに取り上げられる機会も多くなってきた時期です。1991 年には広辞苑に「過労死」という言葉が載りました。

1980 年代の終わりから 90 年代の初めは画期の時期であったと、報道ベースで見ていると感じられます。森岡先生が過労死問題の研究を深め始めたという時期でもあります。

そして平成の時代に入ります。これは今の働き方改革に繋がってくる文脈の中で理解されるかと思いますが、やはり平成時代になってからの一番大きな転機は、2000 年 3 月の第 1 次の電通事件の最高裁判決です。過労で従業員が亡くなるということについては、会社に責任がある、会社が責任を負わなければならない、ということを、広く社会が、そして我々メディアが強い衝撃をもって認識するきっかけになりました。この 2000 年以降の各種報道を見ても、一人ひとりの労働者の心身の健康を考えながら、企業の経営者が経営をしているのか、という観点に立って報道されるという機会も多くなってきました。ひとつの判決が大きく社会を揺るがしたといえると思います。

そして一気に時代が飛びますが、今回の働き方改革をめぐる問題です。

近年、電通も含めて非常に著名な企業で、本当に痛ましい過労死という出来事が続き、世論が働き方改革を求める中で、政府が背中を押されたという面があったと思います。

しかし、遺族の方々や当事者の方々が求めているような形になったといえるのか。いろいろと問題がある改革と抱き合わせにされ、かつ、労働時間の上限規制も有効に機能するのかどうかの検証も十分にされないままの立法だったのではないかと。そうした指摘を多く耳にします。

今回の働き方改革関連法案の制定に至るまでの報道を、子細に振り返る余裕は今日はないのですが、過去の過労死報道の歴史の中に、考えるヒントは多くあると思っています。

先ほどの昭和 12 年の記事をお示しした際に話しましたが、国主導の働き方改革のもつ、ある種の危

うさというのか、本当に労働者のひとりひとりの健康を負うという狙いに基づいて立法されているのかどうかという問題があります。そこにきちんと目を向けていくべきところ、働き方改革実現のかけ声のもとで進む激しい動きの中、目の前のひとつひとつの事象を追いかけるので精いっぱいになっていなかったか。やはり歴史の中にある教訓を大切にしないといけない。そうしたことを私自身の反省として感じています。

一連の働き方改革関連法案の審議の中で出てできた裁量労働時間の問題。裁量労働制で働いている人の労働時間が一般労働者よりも短いデータが間違っているのではないかと、早い段階においてブログで指摘したのは法政大学の上西充子先生でした。

出来事を追いかける事にとどまるのではなくて、専門家の方々とも連携・協力しながら、何を伝え、何を掘り下げていくべきかを考えていく作業がいつそう重要だと考えさせられます。現場の人たち、専門知識をもつ方々と一緒に考えながら、社会全体で考える材料を提供していく役割をいければと思います。そのためには、ひとつひとつ哲学や考え方をもって、我々もできることを全力でやっつけていこうと思っています。叱咤激励とともに、一緒に私たちと考え、いろんなサジェスションを与えていただければと思っています。どうもありがとうございました。

(反訳：笠井弘子、編集：高田好章)